

令和2年4月30日

益田市立小中学校保護者の皆様

益 田 市 長
山本 浩章
益田市教育委員会教育長
柳井 秀雄

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う臨時休業期間の延長について
(お知らせとお願い)

このことについて、現在の国内の状況から、国の緊急事態宣言が延長される可能性もあることから、5月7日以後の学校の対応について早めに決定し、保護者の皆さまにお知らせする必要があると判断し、小中学校の臨時休業の期間を下記のとおり延長することとしました。

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ措置であることをご理解いただくとともに、臨時休業期間の延長にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、5月11日以後の対応については、国や県の方向性等を受け、改めてお知らせすることとしております。

ご不明な点がありましたら、益田市教育委員会学校教育課へ連絡願います。

記

1. 臨時休校の期間

市内全小中学校は、現在の臨時休業の期間を延長し、令和2年5月7日(木)から5月10日(日)までの間を学校保健安全法第20条の臨時休校(インフルエンザ時の臨時休校と同様)とします。

2. 臨時休校期間の過ごし方

臨時休業中は、お子さまが課題や読書に取り組む時間を設けてください。また、不要・不急の外出を避け、基本的には自宅で過ごしてください。

ただし、文部科学省も健康保持の観点から運動不足やストレス解消のため日常的な個人での運動(ジョギング、散歩、なわとび等)は推奨しています。お子さまと相談の上、安全な環境の下で行っていただきますようお願いいたします。

益田市教育委員会
学校教育課
電話：0856-31-0451
FAX：0856-24-1380
E-mail：kyoiku@city.masuda.lg.jp